様式第4号(第4条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

国頭村長

障害福祉サービス措置解除決定通知書

　国頭村障害児(者)やむを得ない事由による措置に関する実施要綱に基づき提供されている障害福祉サービスの措置について、下記のとおり解除することに決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者の氏名 |  |
| 解除日 | 年　　月　　日 |
| 解除の理由 |  |

備考

　1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国頭村長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

　2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国頭村を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。